

千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会設置要綱

令和6年1月29日5千政総務発第320号

(設置)

第1条 千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続に際し、事業者に入札情報を漏らした(以下「本件不正行為」という。)として、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に違反した容疑で、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕されたことを受け、当該行為の原因を究明するとともに同様の行為の再発防止を目指し、課題の抽出と具体的な対策を検討するため、千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本件不正行為の事実関係及び発生原因の調査に関すること。
- (2) 本件不正行為に類似する行為の再発防止対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本件不正行為に関し千代田区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、千代田区副区長の担任意務及び区長の職務代理の順序を定める規則(令和5年千代田区規則第14号。次項において「規則」という。)第2条第1項に規定する第1順位の副区長とし、委員会を主宰し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、規則第2条第1項に規定する第2順位の副区長及び教育長とし、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員は、政策経営部長、政策経営部行政管理担当部長、同部総務課長、同部人事課長及び同部契約課長とする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に前条第4項の委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員長は、第2条の所掌事項に関し調査及び検討を終了したときは、その結果を千代田区長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部総務課、同部人事課及び同部契約課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。